明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十六日付第一一六号
月三十一日付参会第一一号
六四ページ●同日付政府調達第九六六号六四ページ●三（その一）二四ページ●同（その二）二一六ページ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九十四億三千六十六万円、資本準備金の額を九十三億五千六十六万円減少し、それぞれ一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月十七日

掲載頁　九十六頁（号外第二三〇号）

平成二十七年五月二十六日

大阪府茨木市宿久庄二丁目一〇番二号

トールエクスプレスジャパン株式会社

代表取締役

ニール・チャールズ・ポーリントン

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年六月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号

株式会社ＬＵＦＴホールディングス

代表取締役　南原　竜樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年六月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年五月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目四番一一号フレンドビル六Ｆ　株式会社パルマ

代表取締役　高野　茂久

限定承認公告

本籍北海道苫小牧市見山町二丁目一〇番、最後の住所愛知県東海市富木島町山中八〇番地の一（３棟二〇二号）

被相続人　亡　清水　正信

右被相続人は平成二十六年五月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十四日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十六日

札幌市中央区大通西一一丁目四番地一七四

53山京ビル四階　青野・広田法律事務所

限定承認者堀井結以斗

代理人弁護士　広田　拓郎

限定承認公告

本籍東京都大田区大森北三丁目六二五番地一、最後の住所東京都大田区大森北四丁目一三番二号昭和荘　被相続人　亡　守屋　眞広

右被相続人は平成二十七年一月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十六日

東京都大田区大森北三丁目二二番一五号

限定承認者守屋キヨ

成年後見人　守屋　善廣

東京都中央区銀座四丁目一〇番三号セントラルビル八階ライツ法律特許事務所

右代理人弁護士　西尾　政行

限定承認公告

本籍愛知県犬山市大字犬山字東古券五番地、最後の住所愛知県犬山市大字五郎丸字上前田三〇番地五　被相続人　亡　渡邉　敏也

右被相続人は平成二十六年十一月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十三日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十六日

愛知県犬山市上坂町四丁目五〇番地

相続財産管理人　渡邉　敏司

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市守山区八剣一丁目三〇一番地、最後の住所愛知県名古屋市北区成願寺一丁目六番Ａ－一九〇一号ザ・シーン城北

被相続人　亡　谷口　清

右被相続人は平成二十六年十二月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十六日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一九番一号ライオンビル六階愛知さくら法律事務所

限定承認者谷口真奈美

右代理人弁護士　岡田　貴文

限定承認公告

本籍大阪府枚方市宮之阪一丁目七五三番地一三、最後の住所大阪府枚方市長尾元町七丁目一一番一三－一〇一号

被相続人　亡　矢野　勝己

右被相続人は平成二十七年二月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年五月十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十六日

大阪府枚方市長尾元町七丁目一一番一三－一〇一号　相続財産管理人　矢野　親子

大阪市北区西天満四丁目六番八号ＯＬＣビル四階四〇三号

右代理人弁護士　田村　雅嗣

訂正公告

平成二十七年五月二十一日（号外第百十三号）掲載の高松地方裁判所丸亀支部に係る平成二十六年（再イ）第四号小規模個人再生による再生計画認可中、「香川県丸亀市城南町11番地２　ポム・ド・テールＦ＆Ｋ－Ｂ棟203号」とあるは「香川県丸亀市城南町11番地２　ポム・ド・テールＦ＆Ｋ　Ｂ棟203号」の誤りにつき訂正します。

正誤

（原稿誤り）

目次及び本文において平成二十七年四月二十四日（号外第九十六号）内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号を削除する。

ページ	段	行	誤	正
二七	上	終りから一〇	福岡県粕屋郡須恵町	福岡県糟屋郡須恵町

（原稿誤り）

平成二十年五月三十日（号外第百十二号）公布法務省令第四十一号（更生保護委託費支弁基準）

ページ	段	行	誤	正
二七	上	終りから一〇	福岡県粕屋郡須恵町	福岡県糟屋郡須恵町

平成二十七年一月二十九日（号外第十九号）公布国土交通省令第五号（建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

二	上	三二十六年	二十七年
〃	下	終りから二	ただし書き	ただし書
九	〃	〃	四	あった	あつた
〃	〃	〃	五	第十八条第十四項	第八十八条第十四項
一一	〃	〃	一〇	第六十八の	第六十八条の
〃	〃	〃	七	第一項中	中
〃	〃	〃	六	同項	同条
一五	上	第一号の二様式中	所在地の	住所の
一六	〃	〃	二	同面7欄を同面同様式第二面中7欄を	

一六ページ下段終りから一三行目「改め、」の後に「同注意５⑩中「イ」の下に「及び「ロ」を加え、同注意５⑪中「ロ」を「ハ」に改め、同注意５⑫中「ニ」を「オ」に、「ハ」を「ニ」に改め、」を加える。

（印刷誤り）

一六	下	終りから一二	「住宅」を「住宅」を「の住	の住
二二	上	一三	行頭を一字上げる。	

二六	上	一三	一五	に改める。
〃	下	二五	の規定中	中
二七	上	一九	保管	保存
〃	下	第六十号の二様式中欠格条項	なくなった	なくなつた
三〇	上	終りから七	⑤	④
三一	〃	一七	五	⑤
〃	〃	終りから七	⑥	「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」	「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」
〃	〃	二	「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」	に、「承認番号」を「認定番号」に改める。
三六	〃	一七	は法	は、法
四〇	〃	七	3	1

発行所　〒一〇五－八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月［六四一円（本体一、五二〇円）］　本号一部［一四〇円（本体一三〇円）］（配送料別）